

2012年 7月号 (Vol. 120)

旭川事務所:旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所:札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージ・ェントヒール 6F 東京事務所:東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティ A-28F

7月のスケジュール

〇納期特例の期限(7月10日期限)

給与の支給人数が 10 人以下の会社で、税務署に納期の特例を届け出ている場合は、1 月支給分から 6 月支給分までの給与にかかわる源泉所得税をまとめて 7 月 10 日までに納めます。

〇労働保険料申告書提出と納付(7月10日期限)

新年度の概算保険料を納付するための申告納付と前年度の保険料を精算する確定保険料の申告納付の手続きをします。

○算定基礎届の提出(7月10日期限)

健康保険や厚生年金などの社会保険料を計算するための算定基礎届を平成24年4月から6月までの給与をもとに提出します。後日社会保険料算定の基礎となる標準報酬月額の決定通知書が年金事務所から送られてきます。標準報酬月額は平成24年9月分から改定されます。

<速報 消費税の増税について>

平成24年6月26日に消費増税法案が衆議院を通過しました。今後は参議院で審議され、8月には成立する見込みといわれていますので、いよいよ消費税が上がりそうです。

法案では消費税の税率を以下のように段階的に引き上げることが盛り込まれていますので、同じ 年度内で税率の異なる売上や仕入が発生する可能性があります。特に、会社の経理担当者など消費 税の実務にたずさわる方々は要注意です。

> 平成 26 年 4 月 1 日以後・・・・8% (うち地方消費税 1.7%) 平成 27 年 10 月 1 日以後・・・・10% (うち地方消費税 2.2%)

消費税に関しては今回衆議院を通過した税率の変更以外にも、以下のような改正が行われています。こちらはすでに成立済みの内容となっていますので、要注意です。

免税事業者の要件見直し…その年に消費税を納める事業者になるかどうかを前年の上半期で判定します(以前は2年前で判定)。平成25年1月1日以後開始事業年度からの適用です。

仕入税額控除の見直し…仕入れに係る消費税の一部を売上に係る消費税から差し引くことができなくなります。平成24年4月1日以後開始事業年度からの適用です。

一方、一昨年の税制改正案に盛り込まれてからずっと話題になっていた相続税の増税を柱とする 相続税・贈与税の改正は今回の審議でもまた見送られました。来年度以後の税制改正であらためて 取り上げられることになりそうですので、こちらも要注目です。

税理士としては、消費税増税は頭が痛いところです。消費税申告が煩雑になるので要注意、お客様には対しては税額が増えるので、税金を納めることができないなんてことにならないよう、日頃からのお知らせが重要になりそうです。

一方、主婦としては6月から10年ぶりくらいに家計簿をつけ始めたのですが、計画に対して1週目で「もうこんなに使っちゃったの~!?」と・・なんだか罪悪感。しまいには、早く今月が過ぎ去ればいいのになんて思ってしまったりして・・・。 消費税が増えれば家計簿づけはさらにブルーになりそうです・・・。 康

